

11 / 25 (水) の発表

はじめよう、つづけよう。

「北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 11月25日(水) 15時00分

発表項目 (行事名)	「第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画」素案に係る道民意見の募集について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>「第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画」素案について、道民の皆様からのご意見を広く募集します。</p> <p>1 募集期間 令和2年11月26日(木)～令和2年12月25日(金)(必着)</p> <p>2 基本計画(素案)等の入手方法 (1) 北海道のホームページ(環境生活部くらし安全局道民生活課ホームページ)への掲載 (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/anzen-hp/R02pabukome.htm) (2) 以下の場所での閲覧及び配付 ア 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課(道庁12F) イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3F) ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー エ 各総合振興局及び各振興局保健環境部環境生活課</p> <p>3 意見等の提出方法及び提出先 (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係 (2) ファクシミリ 011-232-4820 (3) 電子メール kansei.dousei@pref.hokkaido.lg.jp</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付(場所)		
	同時レク		

担当 (連絡先)	環境生活部くらし安全局道民生活課 課長補佐 讃岐 電話(ダイヤルイン) 011-204-5211(内線24-152)
-------------	---

(別記第1号様式)

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和2年11月18日

- 1 計画等の案の名称
「第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画」素案
- 2 参考資料の名称
 - (1) 「第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画」素案の概要
 - (2) 犯罪被害者等基本法
 - (3) 北海道犯罪被害者等支援条例
 - (4) 第三次北海道犯罪被害者等支援基本計画
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (1) 北海道のホームページ（環境生活部くらし安全局道民生活課ホームページ）への掲載
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/anzen-hp/R02pabukome.htm>)
 - (2) 以下の場所での閲覧及び配付
 - ア 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課（道庁12F）
 - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3F）
 - ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー
 - エ 各総合振興局及び各振興局保健環境部環境生活課
- 4 意見等の募集期間
令和2年11月26日（木）～令和2年12月25日（金）※郵送の場合は必着とします。
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係
 - (2) ファクシミリ 011-232-4820
 - (3) 電子メール kansei.dousei@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和3年1月下旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨とあわせて、意見を提出された方の住所（市区町村名のみ）を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、あわせてその要旨を提出してください。
 - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。

問い合わせ先

環境生活部くらし安全局道民生活課 道民生活係
電話 011-206-6148（直通）

意見提出用紙

「第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画」素案についてのご意見をお書きください。

住 所	
な 名 ま 前 (団 体 名)	
ご連絡先 電話番号又は Eメールアドレス	※受け付けた旨の連絡を差し上げますので、電話番号もしくはEメールアドレスをご記入ください

該当頁・箇所	ご 意 見

* 送付先

〒060-8588 (住所は記載不要です)

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係

ファクシミリ：011-232-4820

E-mail：kansei.dousei@pref.hokkaido.lg.jp

「第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画」素案の概要

I 基本的な考え方

第1 計画策定の趣旨

国における計画の見直し及び社会情勢の変化などに対応するため、第三次計画の見直しを行う。

	国	道
H16年	「犯罪被害者等基本法」制定(12月)	
H17年	「犯罪被害者等基本計画」策定(12月)	
H19年		「北海道犯罪被害者等支援基本計画」策定(3月)
H23年	「第2次犯罪被害者等支援計画」策定(3月)	「第二次北海道犯罪被害者等支援基本計画」策定(3月)
H28年	「第3次犯罪被害者等基本計画」策定(3月)	「第三次北海道犯罪被害者等支援基本計画」策定(3月)
H30年		「北海道犯罪被害者等支援条例」制定(3月)

第2 計画の性格

- ・「北海道犯罪被害者等支援条例」第8条の規定に基づき策定するとともに、「犯罪被害者等基本法」に基づく要請に応えるもの
- ・「北海道総合計画」の施策別計画
- ・北海道SDGs推進ビジョンの趣旨を踏まえた取組

第3 計画の期間

令和3年度から概ね5年間、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行う

第4 基本方針

条例第3条の基本理念に基づき、3つの基本方針を掲げ、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進

- ①犯罪被害者等の尊厳を尊重した支援
- ②犯罪被害者等が置かれている状況等に応じた適切な支援
- ③犯罪被害者等の状況の変化に応じた途切れることのない支援

第5 推進体制

「北海道犯罪被害者等支援庁内連絡会議」及び「北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会」において、毎年度、施策の実施状況をとりまとめ、必要に応じて改善を図りながら、計画を効果的・効率的に推進

II 犯罪被害者等の現状

第1 犯罪の状況

- ・刑法犯の認知件数は減少しているが、子どもや女性を対象とする事件、高齢者を狙った特殊詐欺が後を絶たず、交通事故死も4年ぶりで増加に転ずるなど、依然として厳しい情勢

- ・平成29年に実施した「道民意識調査」結果では、なお5割近くの道民が犯罪被害に遭う不安を感じている

第2 犯罪被害者等への支援の取組

1 第三次基本計画策定後の取組

- ・国…経済的支援制度の拡充、証人を保護するための制度の拡充
- ・道…性暴力被害者の支援のための窓口の拡充や医療費の公費負担制度の創設、人材育成のための研修を通じた相談体制の充実など

2 犯罪被害者等の現状と支援の必要性

- ・犯罪被害者等は、必要十分な支援を受けられず、また、二次被害に苦しめられることが未だに少なくなく、被害の実情や支援についての社会的関心も高いとは言えない状況
- ・誰もが犯罪被害者になる可能性があり、犯罪被害者等の権利利益の保護・回復するため、取組を推進することが必要

Ⅲ 北海道犯罪被害者等支援基本計画の施策体系

第1 施策体系図

- ・5つの重点課題とそれに関連する施策の体系図

第2 全道的な関係機関と連携図

- ・計画を推進する上での関係機関との連携図

Ⅳ 重点課題と施策

第1 総合的推進体制の整備

- ・北海道被害者相談室の機能向上と各種情報の道民等への周知
- ・性暴力被害者支援センター北海道（さくらこ）の機能向上
- ・スクールカウンセラーなどによる児童生徒の問題行動への対応
- ・実践的なシミュレーション訓練の実施等を通じた被害者支援の対応力の向上

第2 損害回復・経済的支援等への取組

- ・犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知
- ・カウンセリング費用の負担軽減（新規項目）
- ・セーフティーネット住宅の供給促進などによる犯罪被害者の住宅確保支援（新規項目）

第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- ・性暴力被害者支援センター北海道（さくらこ）の医療機関との連携による支援体制の整備
- ・児童相談所の計画的な専門職員の増員など児童相談体制の充実
- ・子どもを被害者とした暴力的性犯罪の出所者の所在確認などの対策
- ・DV対応機関と児童相談所等の児童虐待への対応に関する連携の強化（新規項目）

第4 刑事手続への関与拡充への取組

- ・被害の届出の迅速・確実な受理
- ・警察への届出を躊躇する性犯罪被害者への配慮（医療機関への証拠採取キットの配備）（新規項目）
- ・犯罪被害者に対する刑事手続等に関する情報提供の充実

第5 道民及び事業者の理解増進等

- ・「北海道犯罪被害を考える日」（11/25）等における重点的な普及啓発
- ・犯罪被害者等の置かれた状況等について道民や事業者の理解の増進を図るための啓発
- ・学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

今後のスケジュール

- ・令和2年11月26日 パブリックコメントの実施
- ・令和3年 1月下旬 北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会の開催
- 2月下旬 第4次計画（案）の環境生活委員会報告
- 3月下旬 第4次計画策定